六　不適切な事象に対する措置

イ　ディーラーは、ラウンド中であって、賭金の回収又は勝金の支払が行われる前に次の⑴から⑶までに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該⑴から⑶までに定める措置をとらなければならない。

⑴　ルーレットボールを転がした後に次に掲げる事実が発生したこと。　ルーレットボールが有効に転がらなかった旨を宣言し、当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

㈠　ルーレットボールが転がされた際にシリンダーが回転していなかったこと。

㈡　ルーレットボールがシリンダーの回転と同じ方向に回るように転がされたこと。

㈢　ルーレットボールがルーレットホイールの円周を４周する前にボールポケットに収まったこと。

㈣　ルーレットボールがボールポケットに収まる前にシリンダーが止まったこと。

㈤　ルーレットボールがボールポケットに収まる前に異物がルーレットホイールに触れたこと。

㈥　ルーレットボールが１個のボールポケットに収まらなかったこと。

㈦　ルーレットボールが破損したこと。

㈧　ルーレットボール又はシリンダーの回転が妨害されたこと。

⑵　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が賭金を新たに置き、又は増加させ、若しくは減少させたこと。　当該顧客に対し、新たに置き、若しくは増加させた賭金を返還し、又は減少させた賭金をレイアウト上の当該賭金が置かれていた区画に置き直させること。

⑶　⑴及び⑵に掲げる事実のほか、第七の１で定める方法によりシングルゼロルーレットを行うことができなくなったこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

ロ　カジノ事業者は、賭金の回収又は勝金の支払後に次の⑴から⑹までに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該⑴から⑹までに定める措置をとらなければならない。

⑴　ルーレットボールを転がした後にイ⑴の㈤、㈦又は㈧に掲げる事実が発生したこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。この場合において、回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること。

⑵　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が賭金を新たに置き、又は増加させたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に対して支払われた勝金に相当する額を当該顧客から回収し、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に相当する額を当該顧客に返還すること。

⑶　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が置いた賭金を減少させたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は減少させた賭金に対して支払われるべきであった勝金に相当する額を当該顧客に支払い、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は減少させた賭金に相当する額を当該顧客から回収すること。

⑷　五のイの規定に従わずに賭金を回収したこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還するとともに、当該賭金に係る勝金があるときは、当該勝金に相当する額を当該顧客に支払うこと。

⑸　負けとなった賭けに係る賭金を回収しなかったこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客から回収するとともに、当該賭金に係る勝金を支払ったときは、当該勝金に相当する額を当該顧客から回収すること。

⑹　五の規定に従った勝金の支払がなされなかったこと。　該当する顧客に支払われた勝金が、所定の額より多い場合（該当する顧客に勝金を支払うこととされていない場合を含む。）はその差額を当該顧客から回収し、所定の額より少ない場合（該当する顧客に勝金が支払われなかった場合を含む。）はその差額を当該顧客に支払うこと。

ハ　カジノ事業者は、ロの⑴から⑹までに規定する措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

七　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用してシングルゼロルーレットを行う場合の第七の１の規定の適用については、六イの⑵及びロの⑵から⑹まで並びに八の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

イ　二の規定の適用については、二中「、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示された」とあるのは、「表示された」とする。

ロ　三のイ、ロ及びニ、四のイ並びに六イの⑴の規定の適用については、ディーラーによる宣言又は発表は、それらの規定により宣言し、又は発表することとされている事項が、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムの表示装置（ニにおいて単に「表示装置」という。）に表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、三のニ中「顧客の賭けの状況を勘案して、シリンダー」とあるのは、「シリンダー」とする。

ハ　三のロ及びハ並びに五のロの規定の適用については、顧客が顧客操作装置を使用して金銭を賭けるための操作を行うことにより、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金が置かれたものとみなす。

ニ　五のイの規定の適用については、ディーラーにより行われることとされる賭金の回収及び勝金の支払はディーラー操作式電子テーブルゲームシステムにより行われるものとし、その結果は表示装置に表示されるものとする。

八　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

電子テーブルゲームシステム等を使用するシングルゼロルーレット（一に規定するルーレットホイールに相当する表示を使用し、かつ、三ハの⑴から⒀までに掲げる賭けを行う行為であって、それら以外の追加の賭けを行わないものをいう。以下この項において同じ。）を行う場合は、第七の１に定める方法に従わなければならない。この場合における第七の１の規定の適用については、一、六（当該電子テーブルゲームシステム等が一に定める用具に相当する機械式乱数発生装置の出力した値に基づき賭けの勝敗を決定するものである場合にあっては、イの⑴及びロの⑴を除く。）及び七（イからニまで以外の部分に限る。）の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

イ　七のイからニまでの規定は、電子テーブルゲームシステム等を使用するシングルゼロルーレットを行う場合の第七の１の規定の適用について準用する。この場合において、七のロ中「六イの⑴」とあるのは、「六イの⑴（当該電子テーブルゲームシステム等が一に定める用具に相当する機械式乱数発生装置の出力した値に基づき賭けの勝敗を決定するものである場合に限る。）」と読み替えるものとする。

ロ　電子テーブルゲームシステム等が一に定める用具に相当する機械式乱数発生装置の出力した値に基づき賭けの勝敗を決定するものである場合における三、四、六イの⑴及び同六ロの⑴の規定の適用については、当該機械式乱数発生装置による値の出力を、ディーラーによりルーレットホイールの円周を回るように転がされたルーレットボールがボールポケットに収まる事象とみなし、当該出力した値を、当該ルーレットボールが収まったボールポケットに対応する数字とみなす。この場合において、ボールポケットに対応する数字とみなす出力した値は、ルーレットホイールの円周を回るようにルーレットボールを転がした場合に当該数字が当たり数字となる確率と同じ確率で出現するものとし、六のイ中「ディーラー」とあるのは、「カジノ事業者」とする。